

国道、県道の除草作業のお知らせ

真庭市内の国道や県道の維持管理のため、5月初旬から6月下旬にかけて、順次、除草剤の散布を行います。

主に歩車道境界ブロック、ガードレール支柱、路肩コンクリート等の草刈り機による作業が困難な箇所について噴霧器を使用し散布します。

作業は歩道を歩きながら、飛散しないよう注意し安全に気をつけて実施します。

散 布 期 間：令和7年5月1日（木）～ 令和7年6月30日（月）

主な散布路線：国道181号、国道313号、国道482号、

県道新見勝山線、県道湯原美甘線、県道湯原奥津線、

県道北房川上線、県道勝山栗原線、県道中福田湯原線、

県道垂水追分線

【参考：散布方法】



お問い合わせ先

美作県民局 建設部

真庭地域維持補修課

（直通）0867-44-7568